

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第二項又は第三項」を「第四条第三項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類及び写真（申請前六箇月以内に脱帽で正面から上半身を無背景で撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさのものであつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限る。第四条の二第二項及び第五条第一項において「二級建築士等免許証用写真」という。）を「次に掲げる書類（同条第四項第一号に該当する者及び同項第三号に該当する者のうち同項第一号に該当する者と同等以上の知識及び技能を有するものと知事が認める者にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）（その書類を得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類）」に、「知事」を「、知事」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二十六条第一項の規定により知事に提出した同項第一号に掲げる書類又は同条第二項の規定により法第十五条の六第一項の知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは第三号に掲げる書類を、第二十六条第一項の規定により知事に提出した同項第二号に掲げる書類又は同条第二項の規定により指定試験機関に提出した書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が法第五条第一項に規定する二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）への登録の要件を有すると認められるときは第四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

三 次のいずれかに掲げる書類

イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者

にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、口に掲げる者以外のものにあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 第一号の二様式の実務経歴書及び第一号の三様式の実務経歴証明書

第一条第二項中「前項の場合において、法第四条第三項」を「法第四条第五項」に、「前項の免許申請書に」を「第一号様式による免許申請書に前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合にあつては、これに代わる適当な書類）及び」に、「添え」を「添えて、知事に提出し」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に無帽で正面から上半身が無背景で撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさの写真であつて、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第四条の二第二項及び第五条第一項において「二級建築士等免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。

第二条第一項中「法第五条第一項に規定する二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）」を「名簿」に改める。

第十六条第三項第二号中「物（」の下に「第十九条第二項第二号及び」を加える。

第十九条第三号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第二十二条第一項中「、「知事」を「、「添えて、知事」に、「指定登録機関（」を「添えて、指定登録機関（」に、「同じ。）」と、同条第二項中「免許申請書」を「同じ。）」と、同条第二項中「第一号様式による免許申請書」に、「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第二十四条第一項中「その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験又

は木造建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）」に、「二回の二級建築士試験又は木造建築士試験」を「四回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち二回（学科合格試験の前条第二項に規定する設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条第一項中「同条第三号」を「同条第二号」に、「第二十四条第一項の申請をする」を「第二十四条の規定により学科の試験が免除される」に改め、同項第一号イ中「第十五条第一号又は第二号」を「第十五条第一号」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号ロ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハ中「イ及びロ」を「法第十五条第二号に該当する者のうち、ロ」に、「法第十五条第四号」を「同条第三号」に、「同条第三号の規定により同条第一号又は第二号」を「同条第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第一号の二様式の実務経歴書及び第一号の三様式の実務経歴証明書

第三十六条第二項中「合格者一覧表」の下に「、第二十六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類並びに同条第二項の規定により指定試験機関が定める受験申込書」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

二級建築士免許申請書
木造

私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。

なお、下記記載事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

(宛先) 埼玉県知事

記

ふりがな氏名		性	男	写 真 縦4.5cm 横3.5cm
生年月日	年 月 日生	別	女	
本 籍				
現 住 所				
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年			年
	合 格 通 知 書 日 付		年 月 日	
	合 格 番 号		第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴のみにより申請する場合	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 ・ 卒 業 （ 修 了 ） 年 月	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
2 学歴及び実務により申請する場合	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 ・ 卒 業 （ 修 了 ） 年 月	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計 年 月
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
3 実務のみにより申請する場合	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計			
	年 月			

4 建築設備士 により申請 する場合	建築設備士登録番号・登録年月日			
	第 号 ・ 年 月 日			
5 建築士法 第五項より申 請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑（ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなつた日		ある□ ない□ 年 月 日	
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に 関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑（ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなつた日		ある□ ない□ 年 月 日	
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項 の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築 士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日		ある□ ない□ 年 月 日	
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止 の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条 第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、そ の停止の期間		ある□ ない□ 年 月 日から 年 月 日まで	
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築 士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行うことができない状態です か。		はい□ いいえ□	
※審査				
※登録番号	第 号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号 受付年月日
				第 号 年 月 日

- 注意事項 1 数字は、算用数字を用い、^{二級}木造及び性別欄は該当する方を○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。
- 4 ※の欄は、記入しないでください。
- 5 この申請書を提出する際に、合格通知書を提示してください。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号の2様式（第1条関係）

実務経歴書

私は、^{二級}木造建築士の試験（免許）を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せてこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを第三者が確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

なお、下記記載事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

(宛先)

埼玉県知事

記

勤 務 先 等			
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）	在 職 期 間 の 合 計
			年 月～ 年 月 年 か月
在 職 期 間		地位職名	建 築 実 務 の 内 容 (建 築 士 法 施 行 規 則 第 1 条 の 2)
年月～ 年月	年月数		
建 築 実 務 の 詳 細			建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計
			年 月 年 か月
1	対象物件の名称等	対象物件の 所 在 地	建 築 実 務 経 験 期 間
			年 月～ 年 月 年 か月
	実 務 経 験 の 対 象 と な る 業 務 の 内 容 (でき る だ け 具 体 的 に 用 途 ・ 構 造 ・ 規 模 ・ 担 当 業 務 等)		

2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 か月
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
※経由機関記載欄		※指定登録機関記載欄		

- 注意事項
- 1 数字は、算用数字を用い、^{二級}木造欄は該当する方を○で囲んでください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
 - 4 記載内容に不備があつた場合又は疑義が生じた場合には、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。
 - 5 虚偽の実務経歴を記載した場合には、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。
 - 6 ※の欄は、記入しないでください。

第1号の3様式（第1条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

証明者 ④

住所・所在地

電話番号

申請者との関係

下記の者が申請した^{二級}木造建築士の受験申込書（免許申請書）に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

- 備考
- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
 - 2 ^{二級}木造欄は該当する方を○で囲んでください。
 - 3 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認して記載してください。
 - 4 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

第五号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（次項において「二級建築士試験等」という。）に合格した者に対する改正後の建築士法施行細則第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の建築士法施行細則第二十四条の規定の適用については、なお従前の例による。